　　　　　　佐 賀 県 P T A 表 彰 規 程

【 表彰の目的 】

1. 本規程はPTAの振興発展に貢献しその功績顕著なるもの、および

　　　　児童生徒の福祉増進のために尽粋して篤行あつく、他の模範とするも

　　　　のを表彰し、もって佐賀県教育の向上と文化の振興発展に寄与するを

　　　　目的とする。

【 被表彰者 】

1. 被表彰者は、個人または団体とする。

【 表彰の範囲 】

第３条　 (１)　PTAの使命遂行に尽くし、教育の発展に貢献し、その功績顕

　　　　　　　　著なるもの

(２)　児童生徒の福祉増進のために尽粋して篤行あつく、他の模範と

　　　　　　するに足るもの

1. その他表彰に値すると認める業績または行為のあったもの

【 表彰の方法 】

1. 表彰は表彰状を授与し、または感謝状を贈呈して行う。

　　　　但し、記念品の贈与、またはその他特別の待遇をすることができる。

【 表彰の時期 】

第5条　　表彰は年次総会並びに研究大会において行う。

　　　　但し、事情によって臨時に行うことができる。

【 表彰の手続き 】

第6条　　表彰の手続きは、各市郡の連合会より本会に内申書を提出し、その　　　　　　　　内申書に基き選考委員会において選考の上決定する。

内申書の様式は、別に定める。

【 内申書の提出期日 】

　　　第７条　　毎年次総会並びに研究大会の相当期日前とする。

　　　　　　　但し、第5条第2項の場合はこの限りではない。

【 選考委員会 】

1. 選考委員会は理事会をもってあてる。

【 付　　　記 】

　　　第９条　　本規程は昭和５０年8月１１日より実施する。